

最高人民法院
「商標法改正決定後の商標案件管轄と
法律適用問題の解釈」

2014年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

最高人民法院の「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」は、2014年2月10日、最高人民法院審判委員会第1606回会議にて可決され、ここに公布する。2014年5月1日から施行する。

最高人民法院

2014年3月25日

法釈〔2014〕4号

最高人民法院

「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

(2014年2月10日、最高人民法院審判委員会第1606回会議にて可決)

商標をめぐる事件を正しく審理するため、2013年8月30日の第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議「『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」並びに再び公布された「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について、本解釈を制定する。

第一条

人民法院は次の各号に掲げる商標事件を受理する。

1. 國務院工商行政管理部門商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という。）が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件
2. 工商行政管理部門が下した商標に関わるその他の具体的行政行為に対する不服申立に係る事件
3. 商標権の帰属をめぐる紛争事件
4. 商標専用権の侵害をめぐる紛争事件
5. 商標専用権の不侵害の確認をめぐる紛争事件
6. 商標権譲渡契約をめぐる紛争事件
7. 商標使用許可契約をめぐる紛争事件
8. 商標代理契約をめぐる紛争事件
9. 訴訟前の商標専用権侵害停止の請求をめぐる事件
10. 専用権侵害停止の請求に起因する侵害責任をめぐる事件
11. 商標の紛争に起因する訴訟前財産保全の請求をめぐる事件
12. 商標の紛争に起因する訴訟前証拠保全の請求をめぐる事件
13. その他の商標事件。

第二条

商標評審委員会が下した再審の決定又は審決に対する不服申立に係る行政事件及び国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）が下した商標に関する具体的行政行為をめぐる事件は、北京市の関連中級人民法院が管轄する。

第三条

第一審の商標民事事件は、中級以上の人民法院及び最高人民法院が指定した基層人民法院が管轄する。

馳名商標保護に関わる民事事件、行政事件は、省、自治区の人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄区にある中級人民法院並びに最高人民法院が指定するその他の中級人民法院が管轄する。

第四条

工商行政管理部門が商標権の侵害行為を取り締まる中で、当事者が関係する商標について商標権の帰属又は商標専用権の侵害をめぐる民事訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第五条

改正商標法の施行決定前に提起された商標登録出願及び商標権存続期間更新登録出願について、商標局が施行決定後に当該商標登録出願に対して不受理又は不更新の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に提起された商標をめぐる異議申立について、商標局が施行決定後に当該異議申立に対して不受理の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はその審査において改正前の商標法を適用する。

第六条

改正商標法の施行決定前に、当事者が、登録が許可されていない商標について再審を請求し、商標評審委員会が施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、その審査において改正後の商標法を適用する。

改正商標法の施行決定前に受理された商標の再審請求について、商標評審委員会が施行決定後に登録許可の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しない。商標評審委員会が施行決定後に登録不許可の決定を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は関係する訴権と主体資格の問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第七条

改正商標法の施行決定前にすでに登録が許可された商標について、商標評審委員会が施行前の受理を決定し、施行決定後に再審の決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、関係する手続問題を審理するときには、改正後の商標法を適用し、実体問題を審理するときには、改正前の商標法を適用する。

第八条

改正商標法の施行決定前に受理した関連する商標事件について、商標局、商標評審委員会が施行決定後に決定又は審決を下し、当事者がそれに対して行政訴訟を提起した場合、人民法院は、当該決定又は審決が商標法の審査期限に関する規定に適合するかどうかを認定するときには、改正施行決定の日から当該審査期限を計算しなければならない。

第九条

本解釈に別途定めがある場合を除いて、改正商標法の施行決定後に、人民法院が受理した商標民事事件が、当該施行決定前に発生した行為に関わる場合には、改正前の商標法の規定を適用する。当該施行決定前に発生し、当該施行決定後も係属している行為に関わる場合には、改正後の商標法の規定を適用する。